

セカンドオピニオンをご希望される方へご案内

1 セカンドオピニオンの目的

セカンドオピニオンとは、病気の診断や治療方法について、主治医（現在通院されている医療機関の担当医）以外の医師に意見を求めることです。

当院以外の医療機関を受診されている方を対象に、現在の診断・治療に関して当院の医師が意見を提供し、その意見や判断を患者さまご自身の今後の治療方法を選ぶ際の参考にして頂くことが目的です。

2 セカンドオピニオン相談対象疾患名および担当医師

対象科	対象疾患名	担当医師
精神科	精神疾患	
外科	消化器がん	一般科院長 徳原 太豪

3 セカンドオピニオンの相談対象となる方

患者さまご本人の相談が原則です。

やむを得ず患者さまご本人が来院できない場合には、「相談同意書」に必要事項をご記入の上、御持参頂ければご家族だけでも相談可能です。

（患者さまご本人が未成年の場合には、必ずしも「相談同意書」を必要としませんが、続柄を確認できる書類（健康保険証など）をお持ち下さい。）

4 相談内容

ご持参頂いたセカンドオピニオンに必要な書類を元に、現在の診断内容や治療法に関する意見や判断を当院担当医より述べさせていただきます。

5 セカンドオピニオンとしてお受けできない事例

- ご本人・ご家族以外からのご相談
- ご家族でもご本人の「相談同意書」をお持ちでない場合
- セカンドオピニオン相談時に、当院での治療や検査などをご希望される場合
- 主治医に対する不満
- 最初から転医・転院をご希望の場合
- 医療過誤や医療訴訟に関するご相談
- すでに亡くなられている患者さまに関するご相談
- 医療費の内容や医療給付に関するご相談
- 主治医が了承していない場合
- 当院から指定された相談に必要な資料(診療情報提供書・検査データ・画像など)をお持ち頂けない場合
- 当院が相談可能とする疾患以外の疾患に関するご相談
- ご予約されていない方
- 浅香山病院で診療を受けられている方（主治医へご相談下さい）

6 受付相談窓口

診療科	受付相談窓口	備考
精神科	精神科医療連携室	電話：072-229-4882（代表）
外科	地域医療連携室	電話：072-229-9232（直通）

7 相談時間および料金

- ・完全予約制です。
- ・保険外診療ですので自費となります。（健康保険は使用できませんので、ご注意ください）
- ・基本料金

11,000 円（30 分以内）	延長料金 5,500 円（30 分超 60 分迄）	※最長 60 分までと致します
------------------	---------------------------	-----------------

▼なお、ご持参頂いた資料を拝見する時間も、相談時間に含まれますので、ご承知おき下さい。

8 お申し込み手順

STEP 1

主治医（現在通院されている医療機関の担当医）にセカンドオピニオンを受けたい旨を問い合わせ、同意を得て下さい。

STEP 2

当院セカンドオピニオン受付相談窓口へ電話にてご連絡下さい。セカンドオピニオンに関する説明及び疾患名や目的等を確認させていただきます。

STEP 3

当院セカンドオピニオン受付相談窓口へご来院下さい。必要書類のご説明及び「セカンドオピニオン申込書」のご記入をお願い致します。

STEP 4

ご提出いただいた申込書及び相談内容を元に、当院担当医師と相談の上、セカンドオピニオン予約日をご連絡致します。

※申し込み内容によっては、当院でのセカンドオピニオンをお断りする場合がございますので、ご了承下さい。

STEP 5

主治医に、必要な資料（診療情報提供書・検査データ・画像フィルム等）の提供を依頼し、準備して下さい。

STEP 6

予約日時に、資料や必要書類（同意書等）及びご本人確認のため健康保険証を揃えてご来院下さい。

9 セカンドオピニオンに関する注意事項

- ・セカンドオピニオン終了後、相談内容に対して当院担当医が述べた意見や判断を主治医（現在通院されている医療機関の担当医）宛てに文書で報告致します。
- ・下記の行為に関しましては、当院担当医の許可無く行なうことをお断り致します。
 - 説明時に受け取った資料を主治医以外の第三者へ提出すること。
 - 相談中の相談内容を録音すること。

※診察（診療）ではありませんので、検査や治療行為（処置や投薬など）は一切行えません。

※セカンドオピニオン終了後の治療は、現在通院されている医療機関（紹介状を書いてもらった医療機関）の主治医に継続して頂くことを原則とします。